

四日市市告示第110号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項の規定に基づき、地下水汚染の発見に係る届出があったため、次のように告示する。

平成30年3月22日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

末広町地内における地下水汚染について

2 発表内容

平成30年3月20日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、末広町地内の土地について、土地の管理者である四日市港管理組合から地下水汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、臨港道路末広1号幹線埋設管の点検のため、民間事業者が掘削工事を実施した際に、特定有害物質について、自主的に地下水調査を実施したところ、地下水環境基準を超過する砒素が検出されました。（地点は別紙参照）

なお、地下水の汚染状況を確認するため、汚染の発見された地点から約100mの2地点で地下水を調査したところ、基準を超過する砒素は検出されませんでした。また、周辺には飲用井戸もないことから、健康被害が生ずるおそれはないと考えられます。基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

地下水調査結果（調査期間：平成29年10月26日～平成30年3月9日）

物質名	最大濃度（地下水環境基準の倍数）	地下水環境基準
砒素及びその化合物	0.027mg/L（2.7倍）	0.01mg/L

3 対応方針

- (1) 3月23日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 当該土地については、民間事業者により健全土を使用した埋戻し工事が行われる予定ですが、事前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。
- (3) 汚染の発見された地点から半径約100mの範囲については、砒素による地下水汚染のおそれがあり、今後、掘削工事に伴い、土壌及び地下水を当該土地から搬出する場合は、土地の所有者等による調査が必要であるため、注意喚起を行います。

（環境部環境保全課）

地点図



発見箇所（No.1）周辺での拡がりを確認するため、検査箇所（No.2、No.3）において、水質検査を実施しました。